

公募型プロポーザル方式に係る手続開始について（公告）

新潟県立新発田病院院内保育施設運営業務委託について、次のとおり提案書の提出を招請する。

令和6年8月2日

新潟県立新発田病院長 田中 典生

1 業務の概要

(1) 業務名

新潟県立新発田病院院内保育施設運営業務

(2) 業務内容

新潟県立新発田病院及び新潟県立新発田病院附属看護専門学校並びに新潟県立リウマチセンター職員の乳幼児を対象とした保育施設の運営業務全般（詳細は募集要領及び仕様書に定める。）

(3) 運営委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

県において、当該事業に係る予算の減額、削減があった場合、契約の変更又は解除があり得るものとする。

2 参加表明及び提案者に求められる資格

以下の条件を全て満たす法人とする。

(1) 認可保育施設又は認可外保育施設の運営（業務委託契約による運営を含む。）実績が3年以上あること。

(2) 事業主体及び運営している施設において、運営の是正を内容とする行政手続法第2条に規定する不利益処分を、申請までの3年間に於いて受けたことがないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(4) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。

(5) 会社再生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

(6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第185条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者でないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

3 提案者を選定するための基準

上記2に定めるとおりとする

4 提案内容

提案内容は下記のとおりとし、提案書の様式、提案内容及び評価基準の詳細は募集要領に定める。

(1) 会社概要及び運営実績

(2) 業務提案等

(3) 運営委託費見積書

5 手続等

(1) 事務局

〒957-8588 新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院庶務課庶務係

電話番号 0254-22-3121（代表）

(2) 募集要領等、提出書類の様式の交付

ア 交付期間 令和6年8月2日（金）から令和6年8月14日（水）

土日祝日を除く、各日午前9時から午後5時まで

イ 交付場所 上記(1)に同じ

ウ 交付方法 交付場所において直接交付する。（郵送による交付は行わない。）

また、新潟県立新発田病院のホームページからもダウンロードすることができる。

(3) 参加表明書の提出

ア 提出期限 令和6年8月14日（水）

午後5時まで（郵送の場合は当日必着）

イ 提出先 上記(1)に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）で提出すること。

(4) 提案書の提出

- ア 提出期限 令和6年9月9日(月)
午後5時まで(郵送の場合は当日必着)
- イ 提出先 上記(1)に同じ
- ウ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)で提出すること。

6 審査及び結果の通知

(1) 審査

業者の選定は新潟県立新発田病院院内保育施設運營業務委託業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が、提出された書類及びヒアリング等の結果に基づき審査を行い、最も優れた提案を行った者及び次点者を特定する。

ただし、提案者が1者しかなく、選定委員会でその内容に「実効性がなく、提案の効果が期待できない」と総合的に判断したときは、特定しない。

(2) ヒアリングの実施

選定委員会は、提出された提案書の内容について、提案者に対して面接ヒアリングを実施する。ヒアリングの日時及び場所等については、別途通知する。

(3) 失格

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

- ア 本件プロポーザル募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者
- イ 提出書類に虚偽を記載して提出した者
- ウ 提案書の提出期限に遅れた者
- エ ヒアリングの時間に遅れた者

(5) 審査結果の通知

各提案者に文書をもって通知する。

7 契約の締結

- (1) 選定委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行う。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4のいずれかに該当することとなった場合は、契約の締結を行わないことがある。
- (2) 契約内容は、仕様書及び提案書に基づいて決定する。ただし、仕様書に変更が生じる可能性があることから柔軟に対応すること。
- (3) 最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあつては、選定委員会の審査により次点となった者と契約協議及び契約締結を行うことがある。
- (4) 契約金額については、予算の範囲内で業務量等を勘案のうえ、年度ごとに交渉し決定する。

8 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) その他詳細は募集要領のとおりとする。又、不明な点は、上記5(1)に照会すること。